

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026 年 1 月号 | No. 01/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#)（英語版）の翻訳を提供しています。PCT アップデート（PCT Information Update）の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 作業部会会合文書

特許協力条約（PCT）作業部会の第 18 回（再開）と第 19 回会合、並びに PCT 技術協力委員会の第 33 回会合は、2026 年 2 月 2 日から 6 日までハイブリッド形式で開催予定です。第 19 回 PCT 作業部会会合と PCT 技術協力委員会の会合の文書は、それぞれ以下の URL から入手可能です。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=89833](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833)

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=89830](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830)

## リマインダ: WIPO の振込先口座情報変更のお願い

WIPO の銀行口座は Credit Suisse（クレディ・スイス）から UBS Switzerland に正式に移行しました。

2026 年 3 月 31 日以降、旧クレディ・スイス口座への支払いは全て拒否されます。国際事務局（受理官庁としての役割を含む）に対する PCT 関連手数料の支払いの遅延を避けるため、今後の全ての支払いには、WIPO の UBS Switzerland の新しい振込先口座情報（以下に再記載）のみをご使用下さい。

### スイスフラン (CHF) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6
- Swift コード: UBSWCHZH80A

### 米国ドル (USD) 口座

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
- Swift コード: UBSWCHZH80A

#### ユーロ (EUR) 口座

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
- Swift コード: UBSWCHZH80A

なお、WIPO に当座預金口座を開設して手数料を支払う場合には、スイスフラン (CHF) でのみ可能な点にご留意下さい。米国ドルやユーロでの入金は受け付けておりません。

WIPO への PCT 手数料の支払方法に関する詳細 (上記の振込先口座情報も記載) は、[特許の国際出願に関する PCT 手数料の支払い](#) をご参照下さい。

#### 新 PCT 規則により国際特許調査の品が向上

PCT 規則の新たな改正が 2026 年 1 月 1 日に発効しました。PCT 規則 34、36 と 63 の改正により、国際調査機関が国際調査中に参考すべき最小限資料の定義が改定されると共に、国際調査機関と国際予備審査機関が選定される前と、選定されている間に継続して充足すべき最小限の要件が変更されました。また、最小限資料に 19 の国内特許コレクションが追加されました。

PCT 規則 33 と 64 の改正により、国際調査と国際予備審査の目的で使用される関連先行技術の定義が拡張され、書面による開示以外の開示も含まれるようになりました。同時に、PCT 国際調査機関と締約国の特許庁は、一部で依然使用されていた画像形式のみの特許出願に代わり、フルテキストによる特許出願の共有を開始しました。

上述した変更により、最小限資料が網羅する地理的範囲がより広範となり、先行技術の種類が特定されることで、出願人にとってより包括的な特許調査結果を得ることが可能となります。新たに追加された特許コレクションの大部分は、PATENTSCOPE データベースを通じて既に利用可能となっています。本規則改正の詳細は、PCT ニュースレター[2025 年 12 月号](#)に掲載されています。本規則改正の影響についての詳しい情報は、以下のニュース記事をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/broader-data-stronger-rights-new-pct-rules-strengthen-international-patent-searches>

#### PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム: IP5 (五大特許庁) PPH 試行プログラムが 2029 年まで期間延長

中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO)、日本特許庁 (JPO)、韓国知識財産処 (MOIP)、米国特許商標庁 (USPTO) による共同決定に基づき、IP5 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムは、2026 年 1 月 6 日から 2029 年 1 月 5 日まで更に 3 年間延長されます。本試行プログラムでは、国際調

査機関 (ISA) の見解書 (WO-ISA) や国際予備審査報告 (IPER) をはじめとする PCT 国際段階での成果物を利用して、出願人が特許出願の早期審査を申請できます。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

[https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/31/art\\_1340\\_203419.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/12/31/art_1340_203419.html)

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-ip5extension-jan2026.pdf>

特許審査ハイウェイは、異なる国や地域の特許審査の結果を連携させ、特許審査機関による特許審査の加速を可能にするファストトラック制度です。本試行プログラムは、2014 年 1 月 1 日より開始されました。詳細は、PCT ニュースレター [2013 年 10 月号](#) に掲載されています。本試行プログラムに関するより詳しい情報は、以下の URL にアクセスして下さい。

<https://www.fiveipoffices.org/activities/ws/ip5pph>

### WIPO 標準 ST.3 の新バージョンが 2025 年 12 月に公表

WIPO 標準 ST.3 (国、その他の組織及び政府間機関を識別する推奨標準 2 文字コード) の改定版が 2025 年 12 月 18 日に発効し、WIPO ウェブサイトに公表されました。

主な改定点は以下の通りです。

- ミクロネシア (連邦) (Micronesia (Federated States of)) の 2 文字コード「FM」を追加。
- フランス語とスペイン語版の編集上の修正を行い、正確性を向上させるとともに全言語における一貫性を確保。

WIPO 標準 ST.3 の改定版は、以下の言語で利用可能です。

英語: [https://www.wipo.int/en/web/standards/part\\_03\\_standards](https://www.wipo.int/en/web/standards/part_03_standards)

フランス語: [https://www.wipo.int/fr/web/standards/part\\_03\\_standards](https://www.wipo.int/fr/web/standards/part_03_standards)

スペイン語: [https://www.wipo.int/es/web/standards/part\\_03\\_standards](https://www.wipo.int/es/web/standards/part_03_standards)

WIPO 標準は、知財情報や文献の管理・処理に関して世界的に認められた共通の枠組みを提供しています。WIPO 標準のリストは、[WIPO Handbook on Intellectual Property Information and Documentation](#) の Part 3 に掲載されています。同ハンドブックは、知財データ・情報・文献に関連する WIPO 標準、勧告、ガイドラインのための信頼性の高い情報源です。

WIPO 標準についての詳しい情報は、以下の URL をご確認下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/standards>

### WIPO グローバルアワード 2026: 世界中のスタートアップ企業や中小企業を対象に募集を開始



WIPO グローバルアワードは、知財 (IP) を活用して事業成長と社会的価値の創出を実現するスタートアップ企業や中小企業を表彰するものです。本アワードは 2022 年に初開催され、知財を現実世界の価値へと転換する革新的で創造的な企業を称えることを目的としています。

WIPO グローバルアワード 2026 の応募受付期間は 2026 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までです。応募書類はアラビア語、中国語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語で受け付けます。あらゆる産業分野と世界のあらゆる地域の起業家が応募できます。

2026 年は 10 社が表彰され、全分野からスタートアップ企業 5 社と中小企業 5 社、(今年の世界知的財産の日のテーマに呼応して) 新しいテーマ別のスポーツ分野賞に中小企業 1 社、また特別表彰 2 社 (最優秀女性起業家と最優秀若手起業家) が選出されます。

受賞者は WIPO - 国連ネットワークを通じた国際的な認知を得ると共に、知財戦略・商業化・事業成長に関するカスタマイズされた 6 か月間のメンターシップが提供されます。更に、世界中の投資家、企業、機関、ビジネスハブと連携可能な機会も提供されます。アワード受賞者は、2026 年 7 月に予定されている WIPO 総会開催期間中のジュネーブでの授賞式への招待を受けます。

アワードの詳細と応募に関する情報は、以下の URL からアクセスして下さい。

[www.wipo.int/en/web/awards/global](http://www.wipo.int/en/web/awards/global)

## 2026 年 4 月 26 日 世界知的財産の日

知財とスポーツ: Ready, Set, Innovate!



世界知的財産の日 2026 のテーマは「知財とスポーツ」とし、知財がどのようにしてスポーツ界全体の創造性とイノベーションを促進しているのかを探ります。

知的財産権は、最先端機器や革新的技術から、魅力的なブランドやデザインに至るまで、世界中の人々にインスピレーションを与え人の輪を繋げるダイナミックなスポーツ文化を様々な側面で支えています。世界知的財産の日 2026 では、情熱とアイデアをもってスポーツの未来を切り拓くクリエイターや発明者、起業家たちの活躍を称えます。

世界知的財産の日について詳しくは [こちら](#) から。

世界知的財産の日 2026 ユース動画コンテストが開始されました。応募締切は 2026 年 3 月 15 日 です。スポーツ界で知財がイノベーションをどのように促進しているのかを創造力を発

揮して紹介しましょう。最大 3,000 スイスフラン相当の賞品を獲得するチャンスです。詳細は、以下の URL にアクセスして下さい。

<https://www.wipo.int/ja/web/ipday/2026/video-competition>

世界知的財産の日 独自キャンペーン企画のアイデアは、以下の URL から入手可能です。

<https://www.wipo.int/ja/web/ipday/create-your-campaign>

## PCT アップデート

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (手数料)

BG: ブルガリア (2026 年 2 月 1 日よりブルガリア・レフによる支払の受領停止)

DK: デンマーク (手数料)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料)

FI: フィンランド (手数料)

IL: イスラエル (手数料)

SV: エルサルバドル (紙形式による写しの部数、代理人としての要件)

### 調査手数料及び予備審査手数料 (イスラエル特許庁)

イスラエル特許庁は、国際調査及び国際予備審査機関としての役割 (ISA/IPEA) に関する国際事務局との取決めの附属書 D (“Fees and Charges”) の Part I が改訂された旨を国際事務局 (IB) に通知しました。これらの改訂は、2026 年 3 月 1 日に発効し、関連手数料の新料金は以下の通りです。

調査手数料 ..... 4,203 イスラエルシェケル

追加調査手数料 ..... 4,203 イスラエルシェケル

予備審査手数料 ..... 1,801 イスラエルシェケル

予備審査のための後払手数料、料金は規則 58 の 2.2 に設定

追加予備審査手数料 ..... 1,801 イスラエルシェケル

配列表の後払手数料 ..... 540 イスラエルシェケル

1 文献あたりの写しの料金 ..... 52 イスラエルシェケル

2026 年 3 月 1 日より、受理官庁として行動する IB に支払う、調査機関としてのイスラエル特許庁 (ISA/IL) が徴収する調査手数料の換算額は、1,333 米国ドル、1,064 スイスフラン、1,142 ユーロと設定されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (IL)、附属書 E (IL) が更新されました)

### 最小限資料の部分を構成する特許・実用新案文献 (国立産業財産機関 (INPI) (フランス))

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) は、2026 年 3 月 8 日より、最小限資料の部分を構成する特許文献の利用可能性について、PCT 規則 34.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

国立産業財産機関 (INPI) (フランス) が公開した特許文献の詳細は、2026 年 1 月 8 日付の [公示](#) (PCT 公報) に公表されました。PCT 最小限資料を構成するその他の特許文献の詳細は、2025 年 10 月 23 日付と 10 月 30 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 特許協力条約及び規則の刊行

特許協力条約及び規則の両方の条文を収録した小冊子 (WIPO 刊行物 274) が、2026 年 1 月 1 日付で更新され刊行されました。新しい小冊子 (訳者注: 電子版) は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で、以下の URL から入手可能です。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4829](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4829)

### ISA 及び IPEA の取決めの改訂版 (イスラエル特許庁)

イスラエル政府と世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局との間で締結された取決めの改訂版が 2026 年 3 月 1 日に発効します。当取決めは、特許協力条約に基づく国際調査機関と国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁の役割に関するもので、以下の URL に掲載されています。

[www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-il-2026.pdf](http://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-il-2026.pdf)

### ロシア語による PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン

2026 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則改正を実施するための PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドライン改訂版が、英語、フランス語とスペイン語に加え、ロシア語でも利用可能となりました。

[www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf](http://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf)

### PCT ウェビナーのプレゼンテーション資料

WIPO の PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が、全 15 回のウェビナーシリーズを WIPO と共に催しました。

Session 1: What is PCT? Why we care? Paris path versus PCT

Session 2: Planning for PCT and Paris, Article 4 of Paris, SAOSIT, Making use of WIPO DAS

Session 3: Selecting a Receiving Office, RO/US versus RO/IB

Session 4: Selecting an International Searching Authority

Session 5: Preparing a PCT Request – Making use of ePCT and getting benefit of validations, avoiding malpractice on priority claim mistakes

Session 6: Using workplace collaboration features of ePCT as you lead up to the PCT Filing, shared address book, external signatures, document reviews

Session 7: E-Filing of the PCT Application and docketing of PCT thereafter

Session 8: What to do when the International Search Report and Written Opinion arrive, do you file a Demand?

Session 9: Using ePCT for ‘actions’ such as 92bis requests, communicating with ISAs

Session 10: Mechanics of filing a Demand, steps before and after filing the Demand

Session 11: Understanding and using the five kinds of PCT declarations

Session 12: National-phase entry generally – tips for some Offices

Session 13: Choosing between US national-phase entry and bypass continuation

Session 14: Best practices and procedure for US national-phase entry

Session 15: Making use of PCT-PPH, and comparison with Track I

プレゼンテーション資料一式と公開予定の録画は、[講演者のブログ](#)から無料でアクセスできます。

## 近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series: エピソード 3 Mastering PCT time limits (2026 年 1 月 29 日配信)

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 3 Mastering PCT time limits が 2026 年 1 月 29 日午後 3 時から 4 時まで (中央ヨーロッパ時間) 配信予定です。本ウェビナーでは、PCT が定める期間、期間の計算方法、期間の管理や PCT の期間を発動させる最も重要な PCT 様式について解説します。PCT 法務・ユーザ関連部の副部長である Matthias Reischle-Park が講演します。

ウェビナーは無料です。[こちら](#)から登録され、是非ご参加下さい。

## ディスタンスラーニングコース: 「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

## 実務アドバイス

優先期間の最終日に出願する必要が生じた場合、国際出願に含めるべき必須書類は何でしょうか？

Q: 優先期間の最終日の今朝、クライアントから当特許事務所に PCT 出願の依頼がありました。明細書、請求の範囲と図面は、優先権を主張した出願と同一の内容です。出願に含めたい書類全てが揃って

いるのかをクライアントに再確認する必要がありますが、優先期間を逃してしまう懸念があります。優先期間が満了する前に国際出願に必ず含めるべき書類は何かを教えて下さい。

A: 優先期間が満了する前に、出願人は、国際出願日を取得するのに必要な全ての書類、且つ国際出願日を変更せずに、国際出願後に追加や補充ができない情報（訳者注：すなわち、国際出願後に追加や補充をすると国際出願日が繰り下がってしまう情報）を提出しなければなりません。

国際出願日を取得するための要件は、[PCT 第 11 条\(1\)](#) に規定されています。書誌情報に関しては、出願人の氏名に加え、PCT 締約国である国の国籍又は居住地を明記することが不可欠です。この情報は、出願人が、受理官庁に国際出願をする資格を居住地又は国籍上の理由により明らかに欠いていないことを示すために必要です。居住地又は国籍は、関連する締約国の国内法令に基づき、受理官庁が決定します。更に、[PCT 第 11 条\(1\)\(i\)](#) 及び (ii) は、出願は、管轄する受理官庁に所定の言語で提出することを規定しています。但し、これらの条件が充足されない場合、[PCT 規則 19.4](#) の下、受理官庁によって、その出願は、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に転送されます（訳者注：規則 19.4 による転送の場合は、最初の受理官庁での受領日が国際出願日と認定されます）。国際事務局は、全ての締約国の管轄受理官庁であり、あらゆる言語の直接出願を受領し国際出願日を付与しています。

提出される国際出願の願書には、（上述のとおり）出願人の氏名、住所と国籍を記載しなければなりません。但し、住所に不正確な点があったとしても、居住地又は国籍上の理由により出願人が受理官庁に国際出願を行う資格を有することを証明できる場合には、[PCT 規則 92 の 2](#) に基づき、付与された国際出願日を変更せずに、国際出願後に変更の記録を要請できる可能性があります。

国際出願日を取得するには、国際出願の願書に、PCT 出願としての意図を示す旨の表示と少なくとも 1 つの PCT 締約国の指定を含む必要があります。これらの表示は、各受理官庁が PCT 出願用に認めている電子出願システムによって自動的に表示されるのが通常です。なお、[PCT 規則 4.9](#) は、PCT 願書の提出は、国際出願において PCT に拘束される全ての締約国の指定を構成することを規定しています。

願書には署名が必要であり、代理人が署名する場合には、原則として出願人が署名した委任状を提出しなければなりません（[PCT 規則 4.1\(d\)](#)、[4.15](#)、[26.2 の 2\(a\)](#)、[51 の 2.1\(a\)\(vi\)](#) 及び [90](#)）。但し、大部分の受理官庁は委任状の提出要件を放棄しているため、委任状が不足している場合でも提出を求めるはありません（各受理官庁の詳細は、[PCT 出願人の手引](#) 附属書 C とウェブページ [Waivers of powers of attorney requirement](#) を参照）。また、[PCT 第 14 条\(1\)\(a\)\(i\)](#) と [PCT 規則 26](#) に基づき、署名に関する欠陥は、国際出願日を変更することなく、国際出願後に署名を追加し補充することができます。従って、優先期間を逃してしまうリスクを冒してまで出願人（又は代理人）の署名を取得しようとする必要はありません。但し、後日出願を取り下げる必要が生じた場合に備え（この場合、[PCT 規則 90 の 2.5](#) により、常に全出願人の署名が必要となります）、可能な限り早くご自身のファイルに委任状を保有しておくことが重要です。また、国内段階において、指定官庁から国際段階で提出されなかった委任状の提出を求められる場合もあります。

国際出願する前には他にもクライアントに確認すべき詳細があります（たとえ出願後の特定の期間内にそれらの詳細情報の追加や補充が国際出願日を変更せずに可能であったとしてもです）。例えば、優先権の主張（[PCT 規則 4.10](#) と [26 の 2](#)）、申立て（[PCT 規則 4.17](#) と [26 の 3](#)）や継続出願若しくは一部継続出願としての指定に関する表示（[PCT 規則 4.11](#) と [26 の 4](#)）は、国際出願日を変更せずに追加や補充が可能です（訳者注：ですが、国際出願する前に確認して記載することがベストプラクティスです）。な

お、国際出願日の付与後であっても、国際出願日を変更せずに国際出願の要約を提出することもできます。

更に、手数料は国際出願日から 1 か月以内に支払うことができ ([PCT 規則 14.1\(c\)](#)、[15.3](#) と [16.1\(f\)](#) 参照)、後払手数料の支払いを条件に更に 1 か月期間を延長して支払うことも可能です ([PCT 規則 16 の 2](#) 参照)。受理官庁は、調査手数料の支払いが完了するまで調査用写しを国際調査機関に送付しません。調査手数料の支払時期が、出願人が国際調査報告と見解書を受領する時期に影響を及ぼす可能性があることから、調査手数料は可能な限り早く支払うことが推奨されます。国際調査及び/又は国際公開に必要な翻訳文も可能な限り早く提出して下さい。詳細は [PCT 規則 12.3](#) と [12.4](#) をご参照下さい。

より詳しい情報は、以下の PCT ニュースレターの実務アドバイスに掲載されています。

- 代理人として署名し行為する資格について: [2025 年 7-8 月号](#)、[2025 年 3 月号](#)、[2024 年 2 月号](#)、[2020 年 6 月号](#)
- 申立てについて: [2014 年 2 月号](#)
- 要約について: [2001 年 8 月号](#) (英語版)